

誓 約 書

鯖江市長 殿

鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金の交付申請をするに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金交付要綱第9条第1項に定める報告について鯖江市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金交付要綱第7条に定める条件に該当しない事由が発生した場合は、速やかにその旨を市長に報告し、鯖江市から鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金の返還請求があった場合は次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を返還します。
 - （1）虚偽の申請等をした場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （4）第3条第4号に規定する交付決定等を取り消された場合：全額
 - （5）その他市長が不相当と認めた場合：全額
 - （6）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額

年 月 日

住所

氏名

㊞

上記の者が、要綱第11条の規定による補助金の返還に応じない場合は、当該補助金の返還債務につき、申請者と連帯して履行する責任を負います。

※申請者との関係が近く（例：父母、兄弟など）、信頼性および継続的な関わりが見込める方

（※連帯保証人）住所

氏名

㊞